

東伊豆町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定に基づく特定居住支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特定居住支援法人申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 定款
 - (2) 登記事項証明書
 - (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
 - (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
 - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
 - (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - (7) これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
 - (8) 法第29条各号に規定する業務に関する計画書
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- (支援法人の指定)

第3条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第28条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する法人であること。

ア 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

イ 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を含む。）

ウ 特定居住の促進を図る活動を行うことを目的とする会社

(2) 第8条の規定により、支援法人の指定を取り消され、その取消しの日から1年を経過しない者でないこと。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配するものでないこと。
- (4) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。
- ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員等
- (5) 申請者が支援法人として行おうとする業務内容が、法第29条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (6) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正かつ確実に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (7) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること。

2 町長は、申請者を支援法人として指定した場合は、特定居住支援法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第28条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（業務の廃止）

第5条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により町長に届け出るものとする。

（事業の報告）

第6条 支援法人は、事業年度開始前、その事業年度の事業計画書及び収支予算書を町長に提出するものとする。

2 支援法人は、事業年度終了後、遅滞なくその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

（改善命令）

第7条 町長は、法第30条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（指定の取消し）

第8条 町長は、支援法人が次の各号のいずれかに該当したときは、第3条の規定による指定を取り消すものとする。

- (1) 法第30条第2項の規定による命令に違反したとき。
- (2) 第3条第1項第1号、第3号又は第4号に掲げる要件に該当しないこととなったとき。
- (3) 業務廃止届を受理したとき。
- (4) 不正な手段により指定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該支援法人に通知するものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

東伊豆町長 様

法人の住所

法人の名称又は商号

代表者氏名

事務所又は営業所の所在地

特定居住支援法人指定申請書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「法」という。）第28条第1項の規定による特定居住支援法人の指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 登記事項証明書
- 3 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- 4 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- 5 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- 6 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- 7 これまでの特定居住の促進に関する活動実績を記載した書面
- 8 法第29条各号に規定する業務に関する計画書
- 9 その他業務に関し参考となる書類

様式第2号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

東伊豆町長



特定居住支援法人指定書

年 月 日付の申請については、審査の結果適正であるので、下記のとおり
広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第28条第1項
の規定による特定居住支援法人として指定します。

記

- 1 法人の名称又は商号：
- 2 法人の住所：
- 3 事務所又は営業所の所在地：
- 4 業務内容：
- 5 指定の期間：
- 6 指定に当たっての要件その他の事項：

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

東伊豆町長 様

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

名称等変更届出書

広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号）第28条第 3 項の規定により届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	☐ 法人の名称又は商号 ☐ 法人の住所 ☐ 法人の事務所又は営業所の所在地	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

※該当する□にレ印を記入してください。

様式第 4 号（第 4 条関係）

年 月 日

東伊豆町長 様

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

業務変更届出書

東伊豆町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 4 条第 2 項の規定により届け出ます。

記

変更予定年月日	年 月 日	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

様式第 5 号（第 5 条関係）

年 月 日

東伊豆町長 様

特定居住支援法人の名称又は商号
代表者氏名

業務廃止届出書

特定居住支援法人の業務を廃止したので、東伊豆町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 5 条の規定により届け出ます。

記

廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

第 号
年 月 日

様

東伊豆町長 印

指定取消書

東伊豆町特定居住支援法人の指定等に関する事務取扱要綱第 8 条の規定により、特定居住支援法人の指定を取り消します。

記

指定取消年月日	年 月 日
指定取消の理由	

（教示）

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に東伊豆町長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内）に、東伊豆町を被告（東伊豆町長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する決裁）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。